



事務連絡
令和4年3月4日

各 { 都道府県 }
 { 保健所設置市 } 衛生主管部（局） 御中
 { 特別区 }

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新規薬剤の導入に伴う抗原定性検査の活用について

新型コロナウイルス感染症の検査については、「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について（令和3年10月1日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（以下、「検査指針」という）において、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」の内容を考慮し、PCR検査、抗原定量検査及び抗原定性検査の特性を踏まえつつ、これらの検査方法の適切な組み合わせにより、迅速で効率的な検査体制を構築するようお願いしてきたところです。

このうち、抗原定性検査については、検査指針において、医療機関での、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、実情を踏まえて、抗原検査キットの積極的な活用を検討するようお示ししてきました。

これに加えて、今般、経口治療薬の供給に伴い、令和4年2月28日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」が、また、同年3月1日に「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」が改訂され、新規薬剤の導入に伴い、重症化リスク因子を持つ患者等での早期診断の重要性が増しており、簡便・迅速なポイントオブケア・デバイスとしての抗原定性検査の積極的な活用を考慮する旨が追記されました。

また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、新規薬剤の導入に伴い早期診断がより重要となる点を踏まえて、早期の受診と診療・検査医療機関での抗原定性検査キットを活用した迅速な検査を促す旨が盛り込まれたところです。

これらを踏まえて、迅速な検査が求められる場面において、抗原定性検査が適切に活用されるよう関係者への周知をお願いいたします。

（参考）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針」について
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000838784.pdf>)
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第7.0版
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000904136.pdf>)
- ・ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5版）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000904693.pdf>)
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220304.pdf)